憲法は何のためにある

＝安保改定と砂川判決の意義＝

辯護士　海野普吉

憲法はアメ細工ではない。かつて新憲法制定当初、吉田首相は、わが国は自衛のための戦争をも放棄した。防衛戦争だの自衛戦争を認めるのは危険な考え方だ、と国会で断言して選良の拍手を浴びた吉田憲法改正特別委員長は「目の前に横たわる数十万の死体、灰ジンの中のバラックに朝晩軒く暇なき孤児と寡婦の涙の中から新しい日本の憲章は生まれた」との悲痛な演説をして委員の胸をうつた。

今や、最高裁長官として砂川事件を裁く田中耕太郎氏は当時文部大臣として「剣をもつて立つものは剣にて滅ぶ、たとえ不正義の力によつて優勝されることがあつても、これに抵抗することによつて被むる莫大な損失を考えれば、日本の将来のためには戦争放棄の途を選ぶべきだ」とのべて、新憲法の教育のあり方を説いた。

すべては僅か十数年前のことである。その間政府の憲法解釈は変転とどまるところをしらず、ついに岸政府は、自衛戦力はおろか、原水爆の保有も、海外敵基地の攻撃も憲法上許支えないとまでいい切るに至つた。政府ばかりではない。憲法守護の最高責任者たる田中氏も、長官の年頭の辞で「もし現在の二つの世界の対立に直面して、なお中立の可能性を信ずる者があるとするならば、その現実の認識の欠如に帰く外はない。さらにわれわれはその道徳的信念の欠如を批判せざるを得ない」と裁判官に訓示している。（これは田中氏の個人的見解ではなく、最高裁長官たる公的地位での発言であり、それ故に砂川事件上告審では弁護団は田中氏を忌避し、また回避の勧告をした）

世には、憲法は時代の変遷と共にこれに適応して解釈されるべきであると説く者がいる。砂川事件の公判で検察官もかく主張し、加えて「新憲法が占領下という異常な事態の下に制定された事情を考慮すべきである」といい「今日の時代には、声締り論こそはうがちえて、真理をのべている」と論じた。

一体憲法は何のために存するのか。そもそも法は何のために存在するのか。それは単に時の権力者の行為に合法の装いをかぶせる道具にすぎないのか。アメの如く伸縮自在なのか。

いかなる国の憲法も、国民のために支配者のあり方を定めたものである。憲法で定めた規律の下に政治が行われ、法律が作られることが約束されたのである。それがアメであり、偽れる装いにすぎないなら、われわれ国民は何を信じて生活できるのか。砂川判決が、憲法九条の解釈はいたずらに文字の形式的解釈にとらわれることなく、その精神によつて解釈されなければならない旨のべているのは当然すぎるほど当然なのである。こんな当り前のことが大騒ぎになるのがむしろ不思議である。憲法制定当時砂川判決がでたら何人もこれを怪しまなかつたろう。

不思議な議論は沢山ある。例えば、憲法九条が禁止した戦力は、日本の戦力だから、外国の戦力は「戦力」ではないという者がある「白馬、馬に非ず」とはこのような議論をさすのであろうか。安保条約では、日本が米国にお願いして、軍隊を駐留して貰つていることになつている。ところが自分の国の軍隊でないから知らないという。

しかも伝えられる安保条約の改定では、日本ははつきり再軍備の義務を米国に対して負うとのことである。一方で米国に駐留してもらい、わが国の自衛ばかりでなく遠く極東の紛争まで米軍の出動を認めつつ、他方自力の再軍備をするという。

われわれ国民は「自存自衛ノ為決然起テ」と称して始めた戦争のために、父を、夫を、子を喪い、家を焼かれ、国土を失つた。もし得た唯一のものがあれば、絶対平和主義であつたはずである。それが安保条約を結び、外国軍隊を駐留させ、内に自衛隊を増強することによつて中立を放棄し、平和主義を失つていく。何百万の人命によつてえられた憲法九条は果してこの現実をいかにみつめているだろうか。（うんの・しんきち氏は自由人権会長・砂川事件主任弁護人）

百万人の署名運動

九州拠点ブロック共闘会議・全日自労では「失業と貧困をなくすため」の百万人署名運動を行つている。地域・職場で協力しよう。

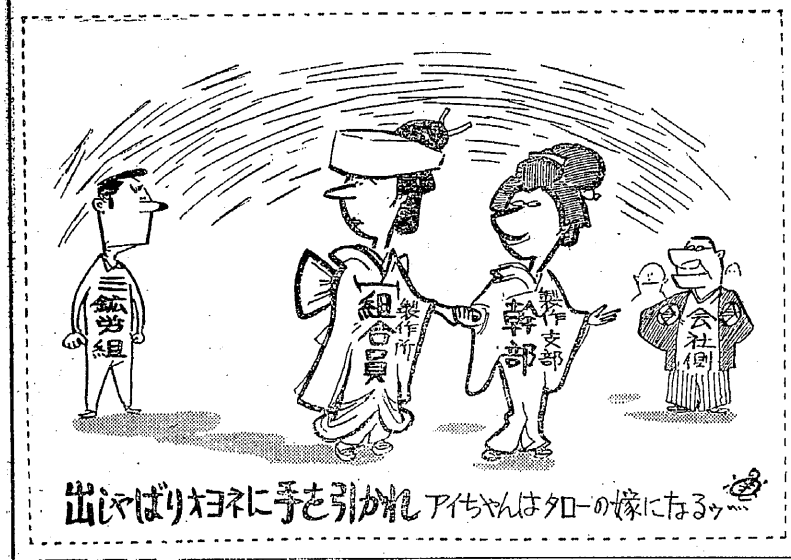

實力行使は慎重に

県警・六項目を諒解する

本紙で既報の通り、さいきんの労働争議に対する県警察の行き過ぎについて、浦川県議は県議会で追及を行つてきた。三井鉱山栗木社長は十月八日の新聞で、池田通産大臣と会つて、経営者はどんな困難にぶつかつても、第二次再建案を実施する決意だから、政府も治安対策、離職者対策を考慮してくれといつている。治安対策とは警察の動きであり、これに対して浦川県議が、こういう問題もあるので警察の行き過ぎがないように、強く要請した結果が、この問題となつたのであり、特別委員会でさらに追及をつづけることとして、本会議での追及を終つた。そのご警察との間で会談がもたれ、次の六項目の申合せ事項が新聞発表されている。

宮地本部長と会談

一、警備演習については行きすぎの面もあつたので遺憾の意を表する。

二、労働争議についての警察の立場は不偏不党、かつ公平中正の立場を厳守する。

三、警察の実力行使については、さらに慎重な職権の行使を留意する。従つてその事前まで、現場実情などに精通した県議等の意見は十分誠意をもつて参酌する。また不幸にして実力行使に突入する場合も、とくに警棒の不注意な使用によつて徒づらに民衆を刺戟することのないように努める。

四、警察責任者との面会については警察側は面会者の人数等については徒づらに制限することなく社会通念に従つて誠意をもつて応ずる。但し組合側も徒づらに多人数にならないよう努めるはもちろんあらかじめ事前に事務打合せをするよう努める。また、国会議員、県議等の警察署への入所、並びに警察責任者との面会については、できるだけ優先的に措処する。

五、警察本部庁舎への入門は県庁管理規則によつて行う。従つて徒づらに警察官の実力による入門阻止は行なわない。

六、賃金不払い問題については、悪質なものについては警察としても法に従つて措置を行う。

以上の六項目である。

本会議でも議決

編集部ではこれらの問題について浦川県議からその経過をたずねてみた。

問　特別委員会での取扱い、また六項目についてはどういう事情になつているか。

答　本会議終了ご、宮地県警本部長から会談申入れがあり、十月十七日午後五時から二時間社党県議五名が本部長と話合つた。その席で六項目を文章にして本部長の確認を求めた。本部長から「実力行使については従来以上の職権行使に留意するというようなことは、従来悪かつたような印象を与える。だから〃さらに〃を直して貰いたい」その他にも文章を訂正した所もあつた。

この結果、警察としては趣旨は諒解するというので引揚げた。翌日、荒川警務部長、米村秘書課長等と打合せ、六項目を全員協議会で確認して貰つて、委員長報告に折りこみ本会議で議決するとの諒解ができた。

ところが翌日「文章としては諒解していない。文字からくる誤解を避けたい」といつてきた。というのは例えば三項目の県議がいないと実力行使はされないとも解されるが、これは慎重に実力行使は行うということで諒解した。

警察が六項目を諒解したのは全く事実である。荒川警務部長も事実を認め、特別委員長報告で本会議で議決されたのを見ても明らかである。

こんごの実力行使に注目

なお、以上の事項をみても明らかのように、とくに警察の実力行使に対しては慎重の上にも慎重に行動するということと、賃金不払いに対しては法に従つて措置するということはこんごに大きく注目されている。

文化人が立上る

安保反対に　公開質問状や講演会

安保条約改定問題をめぐる情勢が緊迫の度を加えている中で、日本の良識ある文化人はいつせいに安保改定反対に立ちあがつた。つぎはその動きである。

安保批判の会　青野季吉、阿部知二、石川達三、亀井勝一郎、高見順、中島健蔵、広津和郎、山本健吉の八氏を発起人として準備をすすめていた「安保批判の会」は、十月九日東京有楽町「アラスカ」で準備会を結成した。この日は石垣綾子、瀧沢修氏らに発起人をまじえた三十六人の文化人が集り、常任準備委員に吉野源三郎、石川達三、千田是也、中島健蔵ら九氏をえらんだ。今後は学会、文壇、演劇、宗教、マスコミなどの各関係者によびかけて、警職法反対のときを上まわる強力な文化人の安保改定反対勢力を組織することを話し合い、「中国を仮想敵国とするような米軍事同盟の結成に反対する」旨の声明を発表した。

新日本文学会　新日本文学会では十五日「安保条約改定反対の夕」を東京品川公会堂で行なつた。この講演会は文学者が直接勤労市民に安保反対を訴える内容のもので、作家の大江健三郎、開高健、安部公房、野間宏、中野重治、堀田善衛、評論家の小田切秀雄、中島健蔵、国分一太郎の九氏が文学者の立場からそれぞれ反対を表明した。

A・A作家会議　伊藤整、加藤周一、石川達三、堀田善衛氏らが参加するアジア・アフリカ作家会議日本協議会は、十四日午後委員会をひらいて安保条約改定問題に会としてとるべき態度を話し合い、アジア・アフリカ諸国の作家会議としては、安保改定に深い危惧の念を抱く、との声明をだした。

〃未来〃同人　木下順二、佐々木基一、杉浦明平、丸山真男、南博、岡本太郎、瓜生忠夫、野間宏、石母田正、中村哲、寺田透ら作家、評論家、画家、社会科学者十五人の集りである〃未来〃同人は十月七日日本の安全と平和のためには、現条約の意味する軍事同盟の廃棄が行なわれなければならない、という主旨の「日米安保条約改定問題に関する声明」を発表した。

安保問題研究会　上原専禄、清水幾太郎、務台理作氏らを世話人とし、全国の学術関係者二千二百人を会員とする「安保問題研究会」では十七日東京本郷の学士会館で第三回研究会をひらき、検討のさいおこつた疑問をまとめて藤山外相への公開質問状を発表した。質問状は、国際情勢が平和共存の方向へ転換を示しているとき、その大勢と逆行する安保条約改定についての外相の所信を求めるなど八項目であるが「安保条約改定にたいする危惧感が、予想対上に良識ある国民のあいだにひろがつている」こと、「日本の外交進路を中立化に求める意見が非常に強い」ことを特に指摘している。

社党オルグが来山

全国據点へ派遣さる

社会党では秋季闘争における総評の拠点に対して、党本部から約一カ月にわたつてオルグの派遣を行つている。

福岡県下に二十名、大牟田地区は七名が派遣された。

十月二十九日、大牟田では新港地域分会、勝立地区でオルグをかこんで話合いをもつた。

新港分会では午前十一時から福岡佐賀、東京都、県連のオルグたちが姿をみせ安保改定反対闘争、炭労の企業合理化闘争、東京都における中小企業の闘いなど、説明した。

なお、こんごは各主要地域で会合をひらくことになつている。

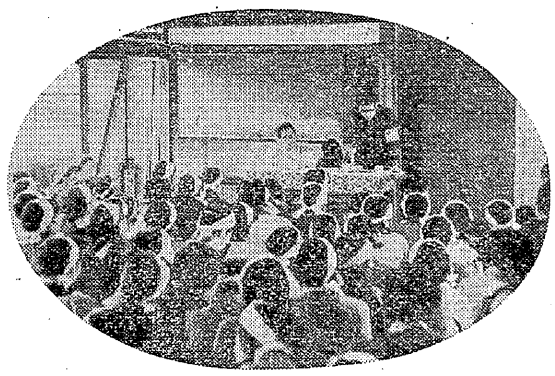

敬弔

去る二十一日、けい肺で死去された原田義高氏（三川支部）の霊に対し謹んで哀悼の意を表します

三池炭鉱労働組合
三池炭鉱主婦会

三煉が支援へ

29日に本部前で激励

さきの第七次統一行動では、東田労組は時限ストを利用して三鉱労組に支援デモをおこなつたが、三煉労組でも、去る二十九日時限ストに突入、約百名がスト時間を利用して、企業整備反対闘争で闘つている三池労組への支援をおこなつた。

午前八時半、鉢巻姿で組合旗を先頭に、杉野委員長自から隊列に立つて本部前で蛇行デモを行い、「三鉱労組の闘いは全労働者の闘いであり、われわれもともに闘う」むねの挨拶がおこなわれた。

これに対して灰原書記長より挨拶が返され、このあと大会議室で闘争の経過、三作分裂の内容など説明がおこなわれた。

大牟田で八七両日

九州據点総決起大会開く

「安保改定阻止」「炭労首切り・失業反対」のための九州拠点総決起大会が十一月七日、八日の二日間、福岡県下七万人（西日本各地評、中央単産代表をふくむ）が集結して大牟田市でひらかれることになつた。

秋季闘争の拠点として、合理化反対の最先端にたつ炭労の首切り、合理化反対闘争と国鉄志免合理化反対、失業反対の闘いを、現地での実情と密着させた強力なもり上がりをはかり、さらに勤評闘争を果敢に闘つている福岡教組の闘い、三池合成、東洋高圧などの合理化反対の闘い、全逓ILO条約、権利擁護の闘いなどを結合して、九州拠点において最大の盛り上げをはかり、これを秋季闘争の突破口として、全国闘争への発展をはかることになつている。

まず、十一月七日（土）午前十時から午後五時までを「合理化反対分科会」として、分科会場を大牟田（市体育館）のほか田川、飯塚八幡、佐賀、直方など六会場にもうけて、各会場には中央総評幹事拠点共闘常闘各一名が参加することになつている。

翌八日は総決起大会をひらく。大牟田市記念グラウンドで午前十二時から午後五時まで、この大会には北九州各地区をはじめ福岡、佐賀、長崎、熊本、全国代表が約七万人集約する予定になつている。

大牟田地区でも、各単産はメーデー規模以上の動員体制で大会に参加することになつており、秋闘は大牟田を拠点として、大きな盛り上がりをみせようとしている。

なお、大会終了ご三隊に分かれてデモ行進がおこなわれる予定である。